

4 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

(1) 耐震化の促進に向けた取組方針

ア 基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者および管理者（以下「所有者等」という。）が、地域防災対策を自らの問題、地域の課題として認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。本市は、所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境整備、情報発信、費用負担軽減のための制度構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

イ 各主体の役割

(ア) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等が安全・安心に暮らすためには、地震防災対策を自らの問題・地域の課題として意識し、耐震化に取り組む必要があります。

(イ) 建築士・建築業者の役割

建築士・建築業者は、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物のストック形成に取り組むこととして、耐震化に関する技術力向上に努め、また地震防災対策のため、住宅・建築物の耐震化の普及・啓発等を図る必要があります。

(ウ) 大学等の役割

大学等の研究者および学生は、市と連携して耐震診断および耐震改修の促進に関する調査・研究に取り組み、住宅・建築物の耐震化の普及・啓発等に努める必要があります。

(エ) 本市の役割

市民の安全・安心を確保することは、地方公共団体の重要な責務です。

本市は、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発や知識の普及に努めるほか、所有者等が主体的に耐震化に取り組めるよう、相談体制等の環境整備や財政的支援制度の充実を図ります。

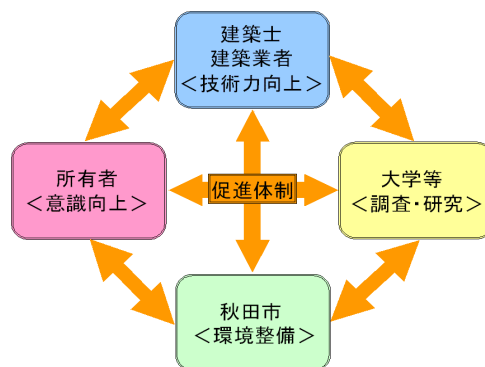


図 4 - 1 耐震化促進の概念図

(2) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

地震災害による人的被害の最小化および地震災害発生後の避難・救助等の応急対策において必要な施設機能の確保を図る観点から、以下のアからウの建築物を優先的に耐震化に着手すべき建築物として設定します。

ア 指定拠点施設と避難施設

市内の指定拠点施設と避難施設は、災害時に重要な機能を果たす建築物として、大部分の施設が既に耐震化されていますが、耐震化が未完了のものが依然として6箇所（令和6年度末時点）存在しているため、これら施設の早期耐震化を図れるよう努めます。

表4-1 指定拠点施設と避難施設

秋田県地域防災計画で指定する拠点施設	計	94箇所（2箇所）
第1次拠点施設〔県庁・市役所・空港・重要港・秋田駅〕		5箇所（0箇所）
第2次拠点施設〔行政機関・公共機関・医療施設・自衛隊等〕		83箇所（2箇所）
第3次拠点施設〔指定避難所等〕		6箇所（0箇所）
市防災計画で指定した避難施設〔令和2年11月30日時点〕	計	151箇所（4箇所）
小学校		40箇所（0箇所）
中学校		23箇所（0箇所）
高等学校		11箇所（0箇所）
大学・各種学校・その他		77箇所（4箇所）

*）指定拠点施設（94箇所）と避難施設（151箇所）には2箇所重複するものがある

*）（ ）は、民間および市が所有する施設のうち耐震化未了のもの（内数）

イ 昭和56年5月以前に建築された木造戸建住宅

住宅は市民の生活の基盤であり、大地震により被害が生じた場合の影響が大きいことから、旧耐震基準により建築された木造戸建住宅の耐震化の促進を図ります。

ウ 耐震改修促進法第14条各号に規定する特定建築物

民間の特定建築物について、災害時の利用者の安全確保のため、耐震診断や耐震改修工事を行いやすい環境の整備や支援、効果的な知識の普及・啓発に努め、耐震化の促進を図ります。

なお、民間の建築物の耐震化には法的な強制力がなく、建築物の所有者等の意思に大きく左右され、計画的な耐震化が容易ではないことから、上記の取組を進めるにあたっては、国、県および建築関係団体等と連携しながら推進するとともに、社会動向や耐震化の実態等を踏まえ、支援制度等を検討していく必要があると捉えています。

(3) 重点的に耐震化すべき区域の設定

本促進計画では、市防災計画で定める「火災危険区域」を「木造住宅が密集している地区」と位置付け、各地区内に存する建築物について、早期に耐震化が図られるよう、より一層の普及啓発に努めます。

表 4 - 2 木造住宅が密集している地区一覧

番号	区 域 名
1	土崎港中央五丁目、七丁目
2	土崎港南一丁目
3	東通観音前、東通館ノ越
4	檜山南中町、檜山本町、檜山共和町
5	大町五丁目、大町六丁目、旭南二丁目
6	新屋表町

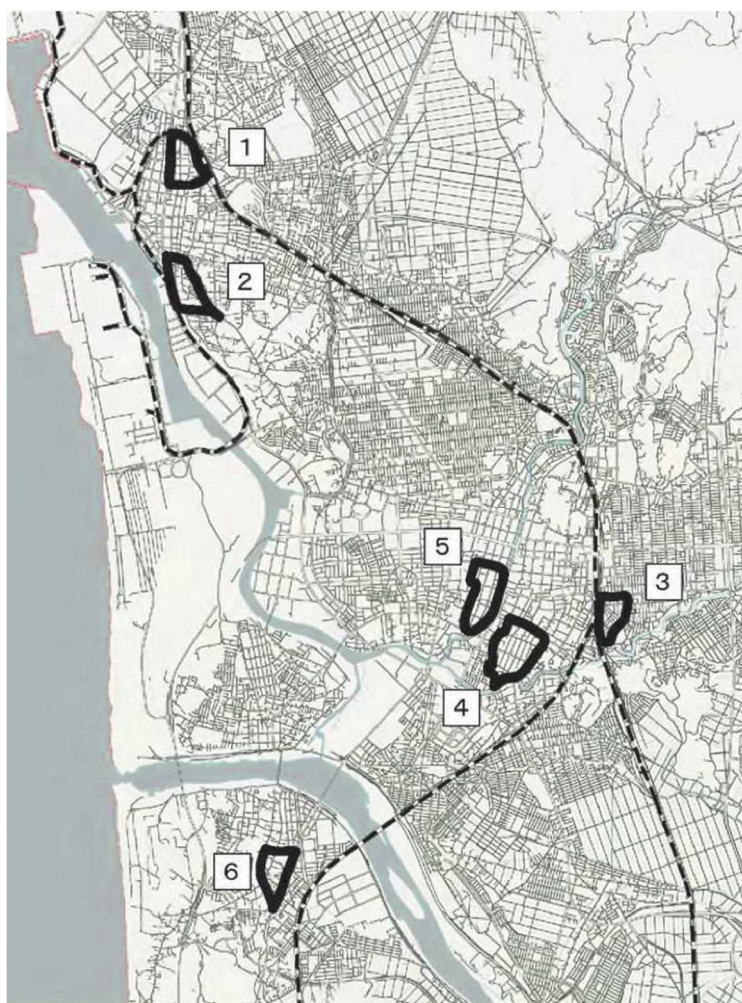


図 4 - 2 木造住宅が密集している地区

(4) 耐震化を促進するための環境整備

ア 相談窓口の設置

本市では、住宅・建築物の所有者等に対する耐震診断および耐震改修の普及啓発を図るための相談窓口を常設しています。

また、所有者等が知りたい情報を的確に提供できるよう、より相談しやすい窓口の整備に努めます。

イ 広報誌やホームページ等の活用

耐震診断および耐震改修の重要性や、耐震化に関する助成制度などについて、市民が気軽に情報を得られるよう、本市の広報誌、ホームページおよびSNSを活用することで、効率的かつ効果的な情報提供に努めます。

ウ パンフレット等の活用

本促進計画の内容を簡略にまとめたものや、耐震化に関する助成制度などの情報を記載したパンフレット等を作成し、窓口、イベントおよび戸別訪問で配布することにより、耐震化の必要性の周知に努めます。

エ 国や県が発信する情報の活用

国や秋田県が提供する、住宅耐震化に係るポスターやリーフレット等を、壁面掲示や窓口配布することで、幅広い情報発信に努めます。

オ 防災査察・定期報告制度を活用した特定建築物への普及・啓発 **拡充**

防災査察や、建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期報告（以下「定期報告」という。）の機会を活用し、法に規定される特定建築物の所有者等に対して、耐震化を含む適切な維持保全に関する指導・助言を行います。

また、定期報告対象以外の特定建築物所有者に対しては、ダイレクトメール等により耐震化の実施を検討するよう促していきます。

カ 町内会・自主防災組織との連携

耐震化の促進には、地域全体で耐震化の意識を高めることが重要であり、また、災害時の避難や消火活動は、各地域の自主防災組織（※2）による自助・共助の観点から行われることが有効です。このため、自主防災組織の構成単位である町内会や地域防災を担う組織に働きかけ、地域としての耐震性を高める活動と連携することで、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

※2 自主防災組織

家庭での日頃の備えや、いざというときの心構えとともに、近所の人たちと協力し合い、地域の防災活動を効果的に行うための組織です。

本市では、主に町内会が中心となって結成されており、令和7年4月現在で759の組織があります。

キ 産・学・官の連携体制の整備

本促進計画の目標達成に向けた施策や取組に関する情報交換の場として、平成20年5月に、産（建築関係団体）・学（建築関係教育機関）・官（本市）で構成する「秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会（以下「耐震促進協議会」という。）」を設立し、会員相互の綿密な連携のもと、本市の住宅・建築物の耐震化を推進しています。

設立以後は、おおむね年1回の総会と、耐震化の促進に向けた効果的な啓発活動（4(5)ア参照）を定期的実施しています。

表4-3 秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会員一覧

会 員 名
一般社団法人 秋田県建築士事務所協会 中央支部
秋田中央建築士会
公益社団法人 日本建築家協会 東北支部 秋田地域会
一般社団法人 秋田市建設業協会 建築部会
協同組合 安心リフォーム協議会
秋田市地質調査業協会
公益社団法人 秋田県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全日本不動産協会 秋田県本部
公立大学法人 秋田県立大学 システム科学技術学部
独立行政法人 国立高等専門学校機構 秋田工業高等専門学校 創造システム工学科 土木・建築系
秋田県立秋田工業高等学校 建築科
一般財団法人 秋田県建築住宅センター
公益財団法人 秋田市総合振興公社
秋田市都市整備部

＊) 令和7年10月時点の会員

また、近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題になっていることから、本市は住宅所有者が安心して耐震改修を実施できる環境整備に取り組めます。特に、悪質なリフォーム工事詐欺被害等の対策として、耐震促進協議会員や秋田市市民相談センターと連携を図り、相談体制や情報提供の強化に努めます。

(5) 耐震化に向けた意識の向上と知識の普及

ア 耐震促進協議会員を通じた啓発活動

(ア) 「地域まるまる耐震診断」の実施

地域の防災意識の向上を目的とし、建築を学ぶ地元の学生・生徒が、建築士の指導のもと、町内会の協力を得て地域の住宅を訪問し、簡易な耐震診断を実際に行う活動に取り組んでおり、平成20年度から令和7年度にかけて13回（20町内会）実施しています。

この活動では、建築士による耐震診断に関する学習指導、学生・生徒による調査結果報告会、建築士・市職員による住宅所有者への耐震化アドバイスなども合わせて行っており、耐震促進協議会員それぞれが持つ専門的知識やスキルを集約した複合的な啓発活動となっています。



建築士による学習指導の状況



生徒による簡易な耐震診断の状況

写真4-1 地域まるまる耐震診断の取組状況

(イ) 「地域まるまる戸別訪問」の実施

住民への地震災害に関する備えの周知を目的とし、本市職員が、地震による建物被害が大きいと想定される地区（※3）の木造戸建住宅を直接訪問し、耐震改修等に関するパンフレット配布による周知活動に取り組んでいます。

平成23年度から令和7年度にかけて130地区（21,408戸）への配布が完了しており、進捗率（対象戸数に対する配布戸数の割合）は約62%となっています。

今後も、さらなる耐震化の促進に向けて、パンフレットをより市民に分かりやすい内容に改めるなど見直しを行い、活動を継続していきます。

※3 地震による建物被害が大きいと想定される地区

「木造住宅が密集している地区」（4(3)参照）と「地震防災マップ」（4(5)参照）における危険度の高い地区（ランク5以上）の合計218地区を対象としており、これは市内全体の木造住宅戸数の約40%にあたります。

(ウ) 建築関係団体による主催事業の活用

建築関係団体が実施する各種イベントを活用し、地震防災や住宅の耐震化に関する情報のパネルの設置やパンフレットの配布等を行い、市民へ情報提供を行うとともに、相談ブースを設置して、耐震化に関する相談会も適宜実施しています。

イ 地震防災マップ等の活用 **拡充**

住宅・建築物の所有者等には、地震災害に対する危険性および地震防災対策を自らの問題・地域の課題として、その解決に向け、積極的に取り組んでもらえるよう「地震防災マップ（揺れやすさマップ、危険度マップ）」を本市ホームページで公開しています。

また、これとは別に、本市の避難場所、危険箇所および防災施設などを小学校区ごとに地図上に示した「秋田市防災カルテ」、大規模な津波発生時の安全な避難を目的とした「秋田市津波ハザードマップ」、さらには、県内の液状化危険度などの情報を地図上で確認できる、秋田魁新報社提供の「デジタルマップ」についても合わせて周知し、防災意識啓発を促します。



図 4 - 3 地震防災マップ等のQRコード

ウ 狭あい道路情報の公開

各避難施設等に通じる「避難時に重要な道路」（1(4)ウ(ウ)参照）の中には、狭あい道路も存在します。狭あい道路は、住宅等の倒壊による道路閉塞や人的被害の危険性が極めて高いことから、その解消と合わせて沿道建築物の耐震化を促進する必要があります。

本市では、狭あい道路や指定道路の幅員等を調査、データベース化し、これら道路情報を指定道路図・指定道路調書としてホームページ上で公開しており、建築確認などの機会において、これらを活用しながら適切な指導に努めています。

エ 木造住宅耐震診断技術者登録名簿の活用

秋田県では、耐震診断を実施するうえで必要な知識・技能を有する建築士を「耐震診断技術者」として登録する制度を実施しており、本市はこの制度を活用し、登録されている診断技術者の名簿を相談窓口などで情報提供することで、住宅所有者が安心して耐震診断および耐震改修を行える体制を整備します。

オ 木造住宅耐震改修事業者リストの公表 **新規**

耐震改修等を検討する住宅所有者が、事業者情報を容易に得られることを目的に、耐震改修事業者の住所、連絡先、過去の実績等を示した「秋田市木造住宅耐震改修事業者リスト（別紙3）」を本市ホームページで公表します。

カ 耐震改修工事に係る費用の目安に関する情報 **新規**

耐震改修工事は新築工事と異なり、建築物の規模に加えて、既存の状態によって工事費が大きく変動します。建築防災協会では、建築物の延べ面積に応じた工事費の目安を公開しており、本市はこれら情報が有効活用されるよう、周知・啓発に努めます。

キ 簡易で安価な工法による設計・施工の推進 **新規**

耐震改修を促進するには、低廉な費用負担で実施できるよう、安価な耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

本市は住宅の耐震改修における一般的な工法に加え、住宅所有者の負担軽減を図るため、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会（※4）などの取組を参考に、建築関係団体と連携しながら「低コスト工法」による設計・施工の普及を推進します。

※4 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会

安価な高耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験等に取り組み、木造戸建住宅や共同住宅、学校建築等に活用できるよう研究、開発および評価をしている、大学、行政、建築関係団体などにより設立された団体です。

ク 新耐震基準導入以降の木造住宅への対応

新耐震建築物であっても年数経過により耐震性は低下していくことから、住宅・建築物の所有者等に対して耐震性維持のため、定期的な点検や必要に応じた補修・補強の重要性について周知・啓発を行います。

また、建築基準法で壁量等基準（※5）が厳格化された、平成12年以前に建築された新耐震基準の木造戸建住宅については、国が示す耐震性を検証する方法「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」について、合わせて周知していきます。

※5 壁量等基準

地震や強風などの外力に対して、建物が安全に耐えられるように必要とされる耐力壁の量などを定めた基準のことです。この基準は、昭和56年の新耐震基準の導入に伴い強化され、平成12年には耐力壁の配置バランスや接合部の仕様等が重視されるなど、段階的に厳格化されてきました。そして、令和7年の見直しでは、省エネ化に伴う建物の重量化に対応するため、必要壁量の増加、壁倍率および柱の小径の算定方法等が大幅に変更されました。

(6) 耐震化を促進するための支援策

ア 住宅に対する支援策

住宅は市民生活の基盤であり、大地震により被害が生じた場合の影響が大きいことから、旧耐震基準で建築された木造戸建住宅の耐震診断や、耐震化（全体耐震改修工事）および減災化（部分耐震改修工事）の工事に要する費用の一部を補助します。

表 4-4 秋田市木造住宅耐震改修等事業の概要

■秋田市木造住宅耐震診断支援事業	
支援対象	木造戸建住宅の耐震診断（一般診断法）
支援要件	次の全ての要件に該当する場合 ①対象：昭和56年5月以前に着工 ②構造：在来軸組構法、伝統的構法、桝組壁工法 ③用途：一戸建ての住宅
自己負担	1万円
■秋田市木造住宅耐震改修等補助事業 拡充	
補助対象	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い（上部構造評点1.0未満）」とされた一戸建ての住宅の全部（全体耐震改修工事）または1階部分（部分耐震改修工事）を「一応倒壊しない（上部構造評点1.0以上）」まで補強する工事
補助額	耐震改修設計費と耐震改修工事費の合算額の4/5相当額とし、上限額を全体耐震改修工事は100万円、部分耐震改修工事は50万円とする。

*）令和8年度の補助制度の内容を掲載

*）詳細は各事業の要綱により定めます

イ 危険ブロック塀等に対する支援策

ブロック塀の倒壊による歩行者等の被害を防止するため、小学校の指定通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助します。

なお、補助の対象となる路線は「秋田市立小・中学校通学路設定に係る事務取扱要領」により定められた小学校の指定通学路とし、当該補助制度における「避難路」に位置付けるものとします。

表4-5 秋田市危険ブロック塀等除却支援事業の概要

■秋田市危険ブロック塀等除却支援事業	
補助対象	小学校の通学路に面し、道路からの高さが60cm以上であって、耐震診断等により倒壊の危険性があると判断されたブロック塀等を除却する工事
補助額	除却工事費の2/3、上限20万円

*) 令和8年度の補助制度の内容を掲載

*) 詳細は事業の要綱により定めます

ウ 住宅リフォーム助成との連携

リフォーム工事や増改築工事の機会に合わせて耐震改修を実施することは、費用軽減や防災性能の向上に効果的であることから、住宅・建築物の所有者等に対して、これらの工事に合わせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図ります。

なお、本市では住宅リフォーム工事に要する費用の一部補助を実施していることから、本事業の利用の際に「秋田市木造住宅耐震改修等補助事業」（表4-4）の周知を行うことで、住宅所有者への耐震改修に向けた機運の醸成を図ります。

表4-6 秋田市住宅リフォーム支援事業の概要

■秋田市住宅リフォーム支援事業	
補助対象	①住宅本体の増改築やリフォーム工事 ②工事に要する費用が50万円以上であること
補助額	5万円 (中心市街地活性化基本計画で定めた区域内の住宅は10万円)

*) 令和8年度の補助制度の内容を掲載

*) 詳細は事業の要綱により定めます

エ 耐震改修等の認定制度の活用

法において「建築物の耐震改修の計画の認定」「建築物の地震に対する安全性に係る認定」「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」が制度化されており、建築物の所有者等に対する特例措置などが設けられています。

本市は、この認定制度に関する情報提供を行い、建築物の耐震化が円滑に促進されるよう努めます。なお、これら認定を受けるためには「秋田市耐震改修促進法施行細則」において、耐震診断判定委員会による耐震改修計画の判定の取得が義務付けられています。

(ア) 建築物の耐震改修の計画の認定制度

建築物の耐震改修をしようとする者は、法第17条の規定に基づき、耐震改修の計画を作成し、所管行政庁（秋田市）の認定を受けることができます。なお、認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率や建蔽率の緩和などが受けられます。

(イ) 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度

耐震関係規定または地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認める場合は、法第22条の規定に基づき、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を行います。なお、認定を受けた建築物の所有者等は、当該建築物やその利用に関する広告等に、当該認定を受けている旨の表示をすることができます。

(ウ) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度

法第25条の規定に基づき、耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（※6）は、共用部分の耐震改修をしようとする場合に、管理組合の総会における決議要件が4分の3以上から過半数に緩和されます。

本市では、分譲マンションの耐震化促進に向け、マンション管理適正化の普及啓発と連携し、本制度の周知を行います。

※6 区分所有建築物

一棟の建物の内部が壁などで物理的に区切られ、各分部が独立した所有権の対象となっている建物のことで、代表的なものとして分譲マンションや商業店舗があります。

オ 耐震改修促進税制の活用

旧耐震基準により建築された住宅・建築物を現行の耐震基準に適合させる所定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除や固定資産税の減税など耐震改修促進税制が用意されています。

本市では、これらの優遇措置が活用されるよう、必要な周知に努めます。

カ 地震保険の活用

住宅・建築物が地震で倒壊や損壊した場合、一定額の補償を得られる地震保険に加入していれば、再建が円滑に進むことが期待できることから、その活用も耐震対策の一つとして有効です。

本市では、地震保険の加入推進に向けて、必要な周知に努めます。

キ 空き家バンク制度の活用 **新規**

近年、人口減少や建築物の老朽化に伴う空き家が増加していますが、老朽化した空き家の中には、旧耐震基準で建築されたものも多く、地域の安全や防災のためにも、空き家対策と連携した取組が必要です。

本市では、空き家の有効活用を通じて、老朽化による危険の回避、防犯・公衆衛生の改善などを図ることを目的とした「空き家バンク制度」があることから、これらの活用についても周知・啓発を行います。

ク 代理受領制度の整備 **新規**

本市では「秋田市木造住宅耐震改修等補助事業」（表４－４）において、令和８年度から新たに代理受領制度（※７）を設けます。

この制度を利用するには、補助申請者と工事施工者との合意が要件となるため、利用を希望する申請者は、契約予定者とよく話し合う必要があります。

※７ 代理受領制度

補助制度を活用する申請者との契約により耐震改修工事を実施した者（工事施工者等）が、申請者からの委任を受けて補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

なお、この制度を利用することで、申請者は工事費等から補助金を差し引いた額を用意すればよいことから、初期費用の負担を軽減できます。

ケ 住宅耐震改修証明書の発行

本市では「秋田市木造住宅耐震改修等補助事業」（表４－４）を利用した方に対して、住宅耐震改修証明書を発行しています。

なお、この証明書は、税制上の優遇措置や耐震改修利子補給制度を取り扱う金融機関から融資を受ける際に必要となります。

コ その他の支援策の活用 **新規**

高齢者世帯に配慮した効果的な取組として、独立行政法人住宅金融支援機構が提供する「リバースモーゲージ型融資」「耐震改修リフォーム融資」などの情報提供に努めます。

(7) 耐震化に付随する安全対策等の推進

ア 大規模空間を有する建築物の天井の脱落対策

大規模な地震では、建築物の倒壊だけではなく、内外装材や設備機器といった非構造部材の落下も想定され、特に東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館や劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落し、甚大な被害が発生しました。

本市では、定期報告の機会を捉え、特定天井（※8）に危険性がある民間の建築物の所有者等に対して、適切な脱落防止対策を講じるよう改善指導に努めます。

※8 特定天井

建築基準法では、高さ6m超にある、水平投影面積200㎡超、単位面積質量2kg/㎡超の吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されているものと規定されています。

イ 窓ガラスや外壁部材等の落下防止対策

窓ガラスの破損、外装タイルの剥落、広告看板などの工作物の落下は、人的被害を引き起こすだけでなく、避難や救援活動を妨げる要因にもなります。

本市では、これらの落下による被害を防止するため、被害発生のおそれのある建築物を把握するとともに、定期的に防災査察を実施し、建築物の所有者等に必要な対策を講じるよう改善指導に努めます。

ウ エレベーター等の安全対策

地震発生時における、エレベーター内部への閉じ込め事故やエスカレーターの脱落等の防止を図るため、本市では、定期報告の機会を捉え、旧基準で設置されている昇降機等の建築物の所有者等に対して、地震時の安全対策を講じるよう指導・助言を行います。

エ 家具や設備機器の転倒防止対策

地震による家具等（ダンス・食器棚・書棚・テレビなど）の転倒や散乱は、人的被害の発生や避難・救助活動の妨げにもなるため、普段から住宅内部の安全対策を講じることは、非常に重要な地震対策になります。

特に軟弱な地盤の層が厚い地域が多い本市においては、地震における建物の揺れが大きくなることが想定されるため、家具等の転倒防止策についてのリーフレットを配布し、その重要性を周知するとともに、自らできる簡単な効果的な取組方法の普及・啓発に努めます。

また、屋外設置型の給湯タンク等についても、地震による転倒等で周囲に危害を及ぼさないよう、必要な転倒防止対策を講じるよう促します。

オ 耐震化を補う震災対策の普及・啓発 **新規**

住宅全体の耐震化が困難な所有者等には、耐震性能を段階的に向上させる改修方法や、寝室・居間などの居住時間が長い部屋の部分補強といった、人命の安全を優先する方策も併せて情報提供し、個々の状況に応じた震災対策を講じるよう促します。

カ 耐震シェルターや耐震ベッドに関する知識の普及 **新規**

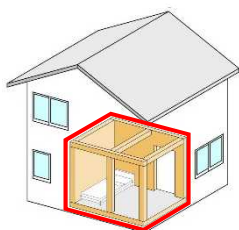
建築物が倒壊しても一定の空間を確保することができる「耐震シェルター」「耐震ベッド」は、家屋全体の改修よりも比較的簡易に実施できる震災対策です。

本市は、地震時に命を守るという観点から、これらの設置等についても情報発信に努めます。

－ 1 部屋からできる耐震化－

耐震シェルター

大きな地震による住宅の倒壊から身を守り、安心して生活できるよう、住宅の一部屋(居間や寝室)にフレーム等を設置し、避難場所(シェルター)をつくるものです。



耐震ベッド

就寝中などに地震で倒れてきた家具や落下物等から身を守るため、金属等のフレームで上部が覆われているベッドです。既設のベッドに枠だけ取り付けることもできます。

